

防犯

# 子どもたちの安全を守れ

子どもに対する犯罪が全国的に問題になっています。4台の「青パト」が新たに加わり、市内を巡回します。



3台はあづみ野ロータリークラブから寄贈、1台は市が購入。全市的なパトロールを開始する。→

児童・生徒の下校時の通学路の巡回を行う青色回転灯を搭載した防犯パトロールカー（通称青パト）の発式が6月5日、市役所で行われました。

式には、平林市長、あづみ野ロータリークラブ、PTA、安曇野警察署など関係者約30人が出席。平林市長は「パトロールカーを活用し、子どもの安全を守り、不審者や犯罪を寄せ付けないムードをつくっていきたい」とあいさつしました。

青パトによる巡回は、子どもたちを狙った犯罪・事件が全国的に多く発生し、市内でも不審者に声を掛けられたなどの報告が数件あるため、全市的な取り組みとしてスタートさせるもです。昨年度から青パト2台がある豊科以外の4地域に1台ずつ配置し、子どもの安全を守るために見回ります。新たに配置された青パトは、あづみ野ロータリークラブ（忠地繁治会長）から3台の寄贈を受け、市が1台を購入しました。

パトロールは、児童・生徒の下校時に合わせてPTAや市職員などが毎日、通学路などを見回り、子どもたちの安全の確保に努めます。

## 豊科スポ少が自転車防犯診断を実施

最近急増している自転車の盗難被害を防止するため、安曇野警察署と安曇野防犯協会連合会、安曇野警察署少年友の会は5月27日、JR豊科駅駐輪場で自転車防犯診断を行いました。

この日は、市スポーツ少年団豊科ミニバスケットボールクラブの16人が参加。駐輪場にある自転車の防犯登録や盗難防止用に2重にカギがされているかなどを点検したほか、盗難の予防を呼びかける札を1台ずつ付け、注意を促しました。



交通

# 重点監視地域はココ！

6月から放置駐車を取り締まりが変わりました。道路交通法一部改正の内容についてご案内します。

放置駐車は、事故や渋滞の原因になったり、緊急車両の通行の妨げになるなど良好な交通秩序を築く上で大きな問題となっています。道路交通法の一部改正（放置駐車対策）により、この6月から放置駐車を取り締まり・処分が変わりました。

### 【改正の内容】

○車両の利用者を対象とした放置違反金の制度を導入  
□放置車両確認標章が取り付けられた車両の運転者が反則金を納付しない場合は、その車両の利用者に対して、放置違反金（反則金と同額の金銭）の納付が命ぜられます。また、放置違反金の納付を繰り返し命ぜられた常習違反者に対しては、一定期間、車両の使用を制限する命令がなされます。

### ○悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置車両も取り締まります。

短時間の駐車もその反復により、交通の大きな支障となります。放置駐車違反であることが確認された車両は、駐車時間の長短にかかわらず、放置車両確認標章の取り付け対象になります。

### ○放置違反金を納付しないと車検を受けられません。

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた人は、滞納処分による強制徴収のほか、滞納が解消されない限り、車検手続きを完了することができなくなります。

### ○民間の駐車監視員も放置駐車違反の確認を行います。

□松本市、長野市では、警察官以外にも警察から委託を受

けた駐車監視員が巡回し、放置駐車違反車両を確認した場合、その車両に放置車両確認標章を取り付けます。

放置駐車のない走りやすいまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

◆詳しくは  
安曇野警察署

(TEL 72・0110)

## 駐車監視員が重点的に活動を行う路線・地域

(松本市)

